

雇用保険法等の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

一 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）	【平成二十一年四月一日施行】	1
二 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第二条関係）	【平成二十二年四月一日施行】	6
三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第三条関係）	12	
四 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（第四条関係）	13	
五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（附則第七条関係）	23	
六 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第八条関係）	26	
七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号）（附則第九条関係）	27	
八 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）（附則第十一条関係）	30	
九 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（附則第十三条関係）	33	
十 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（附則第十四条関係）	35	
十一 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律 （平成十五年法律第四十号）（附則第十四条関係）	37	
十二 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第一百二十一号） （附則第十四条関係）	36	
十三 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第十六条関係）	38	
十四 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）（附則第十七条関係）	39	
十五 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 （平成二十一年法律第 号）（附則第十八条関係）	41	

雇用保険法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）【平成二十一年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（基本手当の受給資格）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 特定理由離職者及び第二十三条第二項各号のいずれかに該当する者（前項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有することとなる者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「二年間」とあるのは「一年間」と、「二年に」とあるのは「一年に」と、「十二箇月」とあるのは「六箇月」とする。</p> <p>3 前項の特定理由離職者とは、離職した者のうち、第二十三条第二項各号のいずれかに該当する者以外の者であつて、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかつた場合に限る。）その他のやむを得ない理由により離職したものとして厚生労働省令で定める者をいう。</p>	<p>（基本手当の受給資格）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 第二十三条第二項各号のいずれかに該当する者（前項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有することとなる者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「二年間」とあるのは「一年間」と、「二年に」とあるのは「一年に」と、「十二箇月」とあるのは「六箇月」とする。</p>
<p>（基本手当の支給に関する暫定措置）</p> <p>附 則</p> <p>（訓練延長給付に関する暫定措置）</p> <p>第四条 第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）であつて、受給資格に係る離職の日が平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間であるものに係る基本手当の支給については、当該受給資格者（第二十二条第二項に規定する受給</p>	<p>（傍線の部分は改正部分）</p> <p>第四条 雇用及び失業の状況を参酌して政令で定める日までの間、三十五歳以上六十歳未満である受給資格者に対する第二十四条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める基準に照らして当該公共職業訓練等」とあるのは、「三十五歳以上六十歳未満の者であつて、当該公共</p>

資格者を除く。）を第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして第二十条、第二十二条及び第二十三条第一項の規定を適用する。

職業訓練等を受け終わつてもなお職業に就くことができず、かつ、再就職を容易にするために公共職業訓練等を再度受けようとするものであると認めたもの（その者が受ける公共職業訓練等の期間の合計が二年を超えないものに限る。）又は政令で定める基準に照らして当該指示した公共職業訓練等」とする。

（給付日数の延長に関する暫定措置）

第五条 受給資格に係る離職の日が平成二十四年三月三十一日以前である受給資格者（第二十二条第二項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、第三項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。

一次のいづれかに該当する者であつて、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして就職が困難な者であると認めたもの

イ 第二十条第一項第一号に規定する基準日において四十五歳未満である者

ロ 厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者
二 前号に掲げる者のほか、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情

を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

2 前項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数

は、六十日（所定給付日数が第二十三条第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者につきは、三十日）を限度とするものとする。

3 第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

4 第一項の規定が適用される場合における第二十八条、第二十九条、第三十二条、第三十三条及び第七十二条第一項の規定の適用については、

第二十八条第一項中「広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終わった後でなければ」とあるのは「附則第五条第一項の規定による基本手当の支給（以下「個別延長給付」という。）を受けている受給資格者については、当該個別延長給付が終わった後でなければ広域延長給付」と、「行わず」とあるのは「行わず、広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終わった後でなければ全国延長給付及び訓練延長給付は行わず」と、同条第二項中「広域延長給付又は」とあるのは「個別延長給付、広域延長給付又は」と、「広域延長給付が行われること」とあるのは「個別延長給付又は広域延長給付が行われること」と、「広域延長給付が行われる間」とあるのは「これらの延長給付が行われる間」と、「行わない」とあるのは「行わず、広域延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付が行われることとなつたときは、個別延長給付が行われる間は、その者について広域延長給付は行わない」と、第二十九条第一項及び第三十二条第一項中「又は全国延長給付」とあるのは「、全国延長給付又は個別延長給付」と、第三十三条第五項中「広域延長給付」とあるのは「個

別延長給付、広域延長給付」と、第七十二条第一項中「若しくは第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）若しくは附則第五条第一項各号」とする。

第六条～第八条 （略）

（就業促進手当に関する暫定措置）

第九条 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の二の規定の適用については、同条第一項第一号中「かつ四十五日以上」とあるのは「（イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上）」と、同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの（前号に該当する者を除く。）」と、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五）」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

（就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する暫定措置）

第十条 第五十七条第一項第一号に規定する再離職の日が平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間である受給資格者に係る同条の規定の適用については、同条第二項中「いざれか」とあるのは、「いざれか又は再離職について第十三条第三項に規定する特定理由離職者」とする。

第五条～第七条 （略）

第十一條（略）

第十二條（略）

（国庫負担に関する暫定措置）

第十三條（略）

2（略）

3 第一項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第十三条第一項」とする。

第八條（略）

第九條（略）

（国庫負担に関する暫定措置）

第十條（略）

2（略）

3 第一項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第十条第一項」とする。

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第二条関係）【平成二十一年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　失業等給付	第三章　失業等給付
第一節～第五節の二　（略）	第一節～第五節の二　（略）
第六節　雇用継続給付　（略）	第六節　雇用継続給付　（略）
第二款　育児休業給付　（第六十一条の四・第六十一条の五）	第二款　育児休業給付　（第六十一条の四～第六十一条の六）
第三款　介護休業給付　（第六十一条の六・第六十一条の七）	第三款　介護休業給付　（第六十一条の七・第六十一条の八）
第四章～第八章　（略）	第四章～第八章　（略）
附則	附則
（失業等給付）	（失業等給付）
第十条　（略）	第十条　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　雇用継続給付は、次のとおりとする。 一　（略）	6　雇用継続給付は、次のとおりとする。 一　（略）
二　育児休業給付金	二　育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金（第六節第二款において「育児休業給付」という。）
三　（略）	三　（略）
（高年齢雇用継続基本給付金）	（高年齢雇用継続基本給付金）
第六十一条　（略）	第六十一条　（略）

2 この条において「支給対象月」とは、被保険者が六十歳に達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内にある月（その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、育児休業給付金又は介護休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかつた月に限る。）をいう。

3・7 （略）

（高年齢再就職給付金）

第六十一条の二 （略）

2 前項の「再就職後の支給対象月」とは、就職日の属する月から当該就職日の翌日から起算して二年（当該就職日の前日における支給残日数が二百日未満である同項の被保険者については、一年）を経過する日の属する月（その月が同項の被保険者が六十五歳に達する日の属する月後であるときは、六十五歳に達する日の属する月）までの期間内にある月（その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、育児休業給付金又は介護休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかつた月に限る。）をいう。

3・4 （略）

（育児休業給付金）

第六十一条の四 育児休業給付金は、被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款及び次款において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳（その子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該

2 この条において「支給対象月」とは、被保険者が六十歳に達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内にある月（その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、育児休業基本給付金又は介護休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかつた月に限る。）をいう。

3・7 （略）

（高年齢再就職給付金）

第六十一条の二 （略）

2 前項の「再就職後の支給対象月」とは、就職日の属する月から当該就職日の翌日から起算して二年（当該就職日の前日における支給残日数が二百日未満である同項の被保険者については、一年）を経過する日の属する月（その月が同項の被保険者が六十五歳に達する日の属する月後であるときは、六十五歳に達する日の属する月）までの期間内にある月（その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、育児休業基本給付金又は介護休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかつた月に限る。）をいう。

3・4 （略）

（育児休業基本給付金）

第六十一条の四 育児休業基本給付金は、被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款及び次款において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳（その子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該

当する場合にあつては、一歳六か月)に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間(当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間)に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

2 (略)

3 この条において「支給単位期間」とは、第一項に規定する休業をした期間を、当該休業を開始した日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該休業をした期間内にある日(その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項及び次項第二号において「休業開始応当日」という。)から各翌月の休業開始応当日の前日(当該休業を終了した日の属する月にあつては、当該休業を終了した日)までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

4 育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(次項において「休業開始時賃金日額」という。)に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に定める日数(同項において「支給日数」という。)を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若し

に該当する場合にあつては、一歳六か月)に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間(当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間)に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

2 (略)

3 この条及び次条第二項において「支給単位期間」とは、第一項に規定する休業をした期間を、当該休業を開始した日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該休業をした期間内にある日(その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項及び次項第二号において「休業開始応当日」という。)から各翌月の休業開始応当日の前日(当該休業を終了した日の属する月にあつては、当該休業を終了した日)までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

4 育児休業基本給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業基本給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業基本給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(次項において「休業開始時賃金日額」という。)に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に定めることとなる賃金日額に相当する額(次項において「支給日数」という。)を乗じて得た額の百分の三十に相当する額とする。この場合は、同条第三項中「困難である」とあるのは「できないとき若し

に該当する場合にあつては、一歳六か月)に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間(当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間)に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

くは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。

一・二（略）

5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する休業をした被保険者に当該被保険者を雇用している事業主から支給単位期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に当該支給単位期間における育児休業給付金の額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額を、当該支給単位期間における育児休業給付金の額とする。

この場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、同項の規定にかかわらず、当該賃金が支払われた支給単位期間については、育児休業給付金は、支給しない。

6 育児休業給付金の支給を受けたことがある者に対する第二十二条第三項の規定の適用については、同項中「とする。ただし、当該期間に」とあるのは、「とし、当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に育児休業給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に」とする。

（育児休業者職場復帰給付金）

第六十一条の五 育児休業者職場復帰給付金は、育児休業基本給付金の支給を受けることができる被保険者が、当該支給を受けることができる育児休業基本給付金に係る休業の期間中被保険者として雇用されていた事

き」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。

一・二（略）

5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する休業をした被保険者に当該被保険者を雇用している事業主から支給単位期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に当該支給単位期間における育児休業基本給付金の額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額を、当該支給単位期間における育児休業基本給付金の額とする。この場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、同項の規定にかかわらず、当該賃金が支払われた支給単位期間については、育児休業基本給付金は、支給しない。

6 育児休業基本給付金の支給を受けたことがある者に対する第二十二条第三項の規定の適用については、同項中「とする。ただし、当該期間に」とあるのは、「とし、当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に育児休業基本給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に」とする。

業主に当該休業を終了した日後引き続いて六箇月以上雇用されると
きに、支給する。

2 育児休業者職場復帰給付金の額は、前項の休業をした期間内における
支給単位期間（育児休業基本給付金の支給を受けることができるものに
限る。）における支給日数を合計した数に、当該支給単位期間に支給を
受けることができる育児休業基本給付金に係る休業開始時賃金日額の百
分の十に相当する額を乗じて得た額とする。

（給付制限）

第六十一条の五 偽りその他不正の行為により育児休業給付金の支給を受
け、又は受けようとした者には、当該給付金の支給を受け、又は受けよ
うとした日以後、育児休業給付金を支給しない。ただし、やむを得ない
理由がある場合には、育児休業給付金の全部又は一部を支給することが
できる。

2 前項の規定により育児休業給付金の支給を受けることができない者と
されたものが、同項に規定する日以後、新たに前条第一項に規定する休
業を開始し、育児休業給付金の支給を受けることができる者となつた場
合には、前項の規定にかわらず、当該休業に係る育児休業給付金を支
給する。

（給付制限）

第六十一条の六 偽りその他不正の行為により育児休業基本給付金の支給
を受け、又は受けようとした者には、当該給付金の支給を受け、又は受
けようとした日以後、育児休業給付を支給しない。ただし、やむを得な
い理由がある場合には、育児休業給付の全部又は一部を支給することが
できる。

2 前項の規定により育児休業給付の支給を受けることができない者とさ
れたものが、同項に規定する日以後、新たに第六十一条の四第一項に規
定する休業を開始し、育児休業基本給付金の支給を受けることができる
者となつた場合には、前項の規定にかわらず、当該休業に係る育児休
業給付を支給する。

第三款 介護休業給付

第六十一条の六 （略）

第三款 介護休業給付

第六十一条の七 （略）

第三款 介護休業給付

第六十一条の八 （略）

(労働政策審議会への諮問)

第七十二条 厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二条第二項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の六第一項の理由、第五十六条の二第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第六条第一号の二の時間数又は第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聽かなければならない。

2 (略)

附 則

(育児休業給付金に関する暫定措置)

第十二条 第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した被保険者に対する同条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の四十」とあるのは、「百分の五十」とする。

(労働政策審議会への諮問)

第七十二条 厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二条第二項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の七第一項の理由、第五十六条の二第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第六条第一号の二の時間数又は第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二条第三項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三十七条の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聽かなければならない。

2 (略)

附 則

(育児休業者職場復帰給付金に関する暫定措置)

第十二条 平成二十一年三月三十一日までの間に第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した被保険者に対する第六十一条の五第二項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の二十」とする。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

附 則	改 正 案	附 則	現 行
<p>（任意加入に係る高年齢継続被保険者の保険料）</p> <p>第八条 雇用保険法附則第七条第一項の高年齢継続被保険者に関しては、第十二条の二中「高年齢労働者に支払う」とあるのは、「高年齢労働者（雇用保険法附則第七条第一項の高年齢継続被保険者である者を除く。）に支払う」とする。</p>	<p>（雇用保険率の変更に関する暫定措置）</p> <p>第十条 雇用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度における第十二条第五項の規定の適用については、同項中「並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条」とあるのは、「及び雇用保険法附則第十三条第一項」とする。</p>	<p>（雇用保険率の変更に関する暫定措置）</p> <p>第十条 雇用保険法附則第十条第一項の規定が適用される会計年度における第十二条第五項の規定の適用については、同項中「並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条」とあるのは、「及び雇用保険法附則第十条第一項」とする。</p>	

（雇用保険率に関する暫定措置）

第十一条 平成二十一年度における第十二条第四項の雇用保険率については、同項中「千分の十九・五」とあるのは「千分の一十一・五」と、「千分の二十一・五」とあるのは「千分の十三・五」と、「千分の二十二・五」とあるのは「千分の十四・五」として、同項の規定を適用する。（の場合においては、同条第五項の規定は、適用しない。）

○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第三十三条ノ三 被保険者タリシ者ガ失業保険金ノ支給ヲ受クルニハ離職ノ日以前二年間ニ於テ其ノ者ノ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ通算シテ十二月以上ナルコトヲ要ス	第三十三条ノ三 被保険者タリシ者ガ失業保険金ノ支給ヲ受クルニハ離職ノ日以前二年間ニ於テ其ノ者ノ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ通算シテ十二月以上ナルコトヲ要ス
②特定理由離職者及第三十三条ノ十二ノ二第二項各号ノ一二該当スル者（前項ノ規定ニ依リ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ有スルコトトナル者ヲ除ク）ニ対スル前項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「二年間」トアルハ「一年間」ト「十二月」トアルハ「六月」トス	②第三十三条ノ十二ノ二第二項各号ノ一二該当スル者（前項ノ規定ニ依リ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ有スルコトトナル者ヲ除ク）ニ対スル前項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「二年間」トアルハ「一年間」ト「十二月」トアルハ「六月」トス
③前項ノ特定理由離職者トハ離職シタル者ノ中第三十三条ノ十二ノ二第二項各号ノ一二該当スル者以外ノ者ニシテ期間ヲ定ムル契約ノ期間ガ満了シ且当該契約ノ更新ナキコト（其ノ者ガ当該更新ヲ希望シタルニ拘ラズ）当該更新ニ付合意ガ成立スルニ至ラザリシ場合ニ限ル）其ノ他ノ已ムヲ得ザル事由ニ因リ離職シタルモノトシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル者ヲ謂フ	③第一項（前項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル被保険者タリシ期間ニハ左ノ各号ノ一二該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間ハ之ヲ算入セズ但シ第一号又ハ第二号ノ規定ニ該当スル場合ニ於テ其ノ者ガ所定ノ期間ヲ超エテ引続キ同一船舶所有者ニ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
④第一項（第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル場合ヲ含ム）ノ規定スル被保険者タリシ期間ニハ左ノ各号ノ一二該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間ハ之ヲ算入セズ但シ第一号又ハ第二号ノ規定ニ該当スル場合ニ於テ其ノ者ガ所定ノ期間ヲ超エテ引続キ同一船舶所有者ニ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ	④第一項（第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル場合ヲ含ム）ノ規定スル被保険者タリシ期間ニハ左ノ各号ノ一二該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間ハ之ヲ算入セズ但シ第一号又ハ第二号ノ規定ニ該当スル場合ニ於テ其ノ者ガ所定ノ期間ヲ超エテ引続キ同一船舶所有者ニ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
⑤第一項（第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル場合ヲ含ム）ノ規定スル被保険者タリシ期間ニハ左ノ各号ノ一二該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル後離職シタルスル期間内ニ再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル後離職シタル一〇四（略）	⑤第一項（第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル場合ヲ含ム）ノ規定スル被保険者タリシ期間ニハ左ノ各号ノ一二該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル後離職シタルスル期間内ニ再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル後離職シタル一〇四（略）

場合ニ於テハ第一項（第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ該当セザルトキト雖モ前ノ資格ニ基ク失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三十三条ノ十二（略）

②（略）

③前二項ノ算定基礎期間ハ此等ノ規定ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ基準日迄船員（第三十三条ノ三第四項各号ノ一二該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジ）トシテ引続キ同一ノ船舶所有者ニ使用セラレタル期間（当該使用セラレタル期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前ニ被保険者タリシコトアル者（船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル者ニ限ル）ニ付テハ当該使用セラレタル期間ト当該被保險者タリシ期間ヲ通算シタル期間）トス但シ当該期間ニ次ノ各号ニ掲ぐル期間ガ含マルルトキハ当該各号ニ掲グル期間ニ該当スル全テノ期間ヲ除キテ算定シタル期間トス

一・二（略）

④（略）

第三十三条ノ十六ノ四 教育訓練給付金ハ左ノ各号ノ一二該当スル者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ雇用ノ安定及就職ノ促進ヲ図ル為必要ナル職業ニ関スル教育訓練トシテ社会保険庁長官ノ指定スル教育訓練ヲ受ケ当該教育訓練ヲ修了シタル場合（当該教育訓練ヲ為シタル指定教育訓練実施者ニ依リ其ノ旨ノ証明ガ為サレタル場合ニ限ル）ニ於テ支給要件期間ガ三年以上ナルトキニ之ヲ支給ス

一 当該教育訓練ヲ開始シタル日（以下本条ニ於テ基準日ト称ス）ニ被

保険者（第十九条ノ三第一項ノ規定ニ依ル被保険者及第三十三条ノ三

場合ニ於テハ第一項（第二項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ該当セザルトキト雖モ前ノ資格ニ基ク失業保険金ノ支給ヲ受ク

ルコトヲ得

第三十三条ノ十二（略）

②（略）

③前二項ノ算定基礎期間ハ此等ノ規定ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ基準日迄船員（第三十三条ノ三第三項各号ノ一二該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジ）トシテ引続キ同一ノ船舶所有者ニ使用セラレタル期間（当該使用セラレタル期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前ニ被保険者タリシコトアル者（船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル者ニ限ル）ニ付テハ当該使用セラレタル期間ト当該被保險者タリシ期間ヲ通算シタル期間）トス但シ当該期間ニ次ノ各号ニ掲ぐル期間ガ含マルルトキハ当該各号ニ掲グル期間ニ該当スル全テノ期間ヲ除キテ算定シタル期間トス

一・二（略）

④（略）

第三十三条ノ十六ノ四 教育訓練給付金ハ左ノ各号ノ一二該当スル者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ雇用ノ安定及就職ノ促進ヲ図ル為必要ナル職業ニ関スル教育訓練トシテ社会保険庁長官ノ指定スル教育訓練ヲ受ケ当該教育訓練ヲ修了シタル場合（当該教育訓練ヲ為シタル指定教育訓練実施者ニ依リ其ノ旨ノ証明ガ為サレタル場合ニ限ル）ニ於テ支給要件期間ガ三年以上ナルトキニ之ヲ支給ス

一 当該教育訓練ヲ開始シタル日（以下本条ニ於テ基準日ト称ス）ニ被

保険者（第十九条ノ三第一項ノ規定ニ依ル被保険者及第三十三条ノ三

第四項各号ノ一二該当スル船員ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ) タル者

二 (略)

②～⑤ (略)

第三十四条 高齢雇用継続基本給付金ハ被保険者(第三十三条ノ三第四項各号ノ一二該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本節ニ於テ之ニ同ジ)ノ支給対象月(当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リタルトキハ同号ニ該当セザルニ至リタル日ノ属スル支給対象月以後ノ支給対象月)ニ於ケル報酬ノ額(以下本条ニ於テ対象月報酬月額ト称ス)ガ当該被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、当該被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日(当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リタルトキハ同号ニ該当セザルニ至リタル日)ヲ離職ノ日ト看做シテ第三十三条ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルルコトトナル給付基礎日額ニ相当スル額(以下本条ニ於テ看做給付基礎日額ト称ス)ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ七十五ニ相当スル額ヲ下ルニ至リタル場合ニ当該支給対象月ニ付之ヲ支給ス但シ左ノ各号ノ一二該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一・二 (略)

②～⑥ (略)

第五十九条 (略)

②～④ (略)

⑤一般保険料率ハ当分ノ間左ノ通リトス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク)ニシテ第三十三条ノ三第四項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百十三ニ災害保

第三項各号ノ一二該当スル船員ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ) タル者

二 (略)

②～⑤ (略)

第三十四条 高齢雇用継続基本給付金ハ被保険者(第三十三条ノ三第三項各号ノ一二該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本節ニ於テ之ニ同ジ)ノ支給対象月(当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リタルトキハ同号ニ該当セザルニ至リタル日ノ属スル支給対象月以後ノ支給対象月)ニ於ケル報酬ノ額(以下本条ニ於テ対象月報酬月額ト称ス)ガ当該被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、当該被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日(当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リタルトキハ同号ニ該当セザルニ至リタル日)ヲ離職ノ日ト看做シテ第三十三条ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルルコトトナル給付基礎日額ニ相当スル額(以下本条ニ於テ看做給付基礎日額ト称ス)ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ七十五ニ相当スル額ヲ下ルニ至リタル場合ニ当該支給対象月ニ付之ヲ支給ス但シ左ノ各号ノ一二該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一・二 (略)

②～⑥ (略)

第五十九条 (略)

②～④ (略)

⑤一般保険料率ハ当分ノ間左ノ通リトス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク)ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百十三ニ災害保

険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク）ニシテ第三十三条ノ三第四項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ九十九ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第四項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ二十二ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第四項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ八ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

五 （略）

⑥ ⑯
⑮ （略）

第六十条 被保険者ハ保険料額ノ中左ノ区別ニ依ル額ヲ負担シ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ハ保険料額ノ中被保険者ノ負担スル額ヲ除キタル額ヲ負担ス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タルモノ

ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第四項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与

険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ九十九ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ二十二ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ八ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

五 （略）

⑥ ⑯
⑮ （略）

第六十条 被保険者ハ保険料額ノ中左ノ区別ニ依ル額ヲ負担シ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ハ保険料額ノ中被保険者ノ負担スル額ヲ除キタル額ヲ負担ス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タルモノ

ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与

額ニ夫々千分ノ五十二・五（第五十九条第十項又ハ第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第四項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五（第五十九条第十項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者及後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第四項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十二・五（第五十九条第十項又ハ第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者及後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第四項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五（第五十九条第十項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シ

額ニ夫々千分ノ五十二・五（第五十九条第十項又ハ第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五（第五十九条第十項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者及後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十二・五（第五十九条第十項又ハ第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者及後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五（第五十九条第十項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シ

タル率) ヲ乗ジテ得タル額

五 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第四項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ七（第五十九条第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

②第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第四項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ船舶所有者ガ保険料額ノ全額ヲ負担ス

③（略）

附 則

①～⑯（略）

⑰第三十三条ノ三第四項第四号ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間（以下本項ニ於テ第四号期間ト称ス）

ヲ有スル被保険者（本項ノ規定ニ基キ高齢求職者給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル被保険者及其ノ使用セラルル期間ガ短期間等命令ヲ以テ定ムル理由ニ該当スル被保険者ヲ除ク）ガ此等ノ者ノ就業及生活ノ実態ヲ參酌シ政令ヲ以テ定ムル日迄ニ命令ノ定ムル所ニ依リ申出ヲ為シ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ命令ヲ以テ定ムル基準ニ従ヒ必要アリト認ムルトキハ同条第四項本文ノ規定ニ拘ラズ第四号期間ハ同条第一項ニ規定スル被保険者タリシ期間ニ算入スルモノトシ第三十三条ノ十六ノ二ノ規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テ同条第一項中「同一ノ船舶所有者ニ六十年歳ニ達シタル日ノ前日ヨリ引続キ」トアルハ「船舶所有者ニ」トス

タル率) ヲ乗ジテ得タル額

五 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ七（第五十九条第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

②第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ船舶所有者ガ保険料額ノ全額ヲ負担ス

③（略）

附 則

①～⑯（略）

⑰第三十三条ノ三第三項第四号ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間（以下本項ニ於テ第四号期間ト称ス）

ヲ有スル被保険者（本項ノ規定ニ基キ高齢求職者給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル被保険者及其ノ使用セラルル期間ガ短期間等命令ヲ以テ定ムル理由ニ該当スル被保険者ヲ除ク）ガ此等ノ者ノ就業及生活ノ実態ヲ參酌シ政令ヲ以テ定ムル日迄ニ命令ノ定ムル所ニ依リ申出ヲ為シ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ命令ヲ以テ定ムル基準ニ従ヒ必要アリト認ムルトキハ同条第三項本文ノ規定ニ拘ラズ第四号期間ハ同条第一項ニ規定スル被保険者タリシ期間ニ算入スルモノトシ第三十三条ノ十六ノ二ノ規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テ同条第一項中「同一ノ船舶所有者ニ六十年歳ニ達シタル日ノ前日ヨリ引続キ」トアルハ「船舶所有者ニ」トス

(21)～(23) (略)

(24)附則第二十二項ノ規定ノ適用アル場合ニ於ケル第五十八条第三項及第四項ノ規定ノ適用ニ付テハ同条第三項中「前二項」トアルハ「附則第二十二項」ト同条第四項中「前三項」トアルハ「前項及附則第二十二項」トス

(25)平成十九年四月乃至平成二十一年三月分迄ノ保険料率ニ付テハ第五十九条第五項第一号中「千分ノ百十三」トアルハ「千分ノ百十一」ト第六十条第一項第一号及第三号中「千分ノ五十二・五」トアルハ「千分ノ五十五」ト健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十九条ノ施行ノ日ノ属スル月乃至平成二十一年三月分迄ノ保険料率ニ付テハ第五十九条第五項第三号中「千分ノ二十二」トアルハ「千分ノ二十」ト第六十条第一項第五号中「千分ノ七」トアルハ「千分ノ五」トス

(26)平成二十一年四月乃至雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号以下平成十九年改正法ト称ス）附則第一条第三号ニ掲グル規定ノ施行ノ日ノ属スル月ノ前月分迄ノ保険料率ニ付テハ第五十九条第五項第一号中「千分ノ百十三」トアルハ「千分ノ百十」ト同項第三号中「千分ノ二十二」トアルハ「千分ノ十九」ト第六十条第一項第一号及第三号中「千分ノ五十二・五」トアルハ「千分ノ四十九・五」ト同項第五号中「千分ノ七」トアルハ「千分ノ四」トス

(27)～(30) (略)

(31)第三十三条ノ三第三項ニ規定スル特定理由離職者（厚生労働省令ヲ以テ定ムル者ニ限ル）ニシテ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職（第三十三条ノ二ノ三ニ規定スル離職ヲ謂フ次項ニ於テ之ニ同ジ）ノ日ガ平成二十一年四月一日乃至平成十九年改正法附則第一条第三号ニ掲グル規定ノ施行ノ日ノ前日ノ間ナルモノニ係ル失業保険金ノ支給ニ付テハ当

(21)～(23) (略)

(24)附則第二十五項ノ規定ノ適用アル場合ニ於ケル第五十八条第三項及第四項ノ規定ノ適用ニ付テハ同条第三項中「前二項」トアルハ「附則第二十二項」ト同条第四項中「前三項」トアルハ「前項及附則第二十五項」トス

(25)平成十九年四月乃至平成二十一年三月分迄ノ保険料率ニ付テハ第五十九条第五項第一号中「千分ノ百十三」トアルハ「千分ノ百十一」ト第六十条第一項第一号及第三号中「千分ノ五十二・五」トアルハ「千分ノ五十五」ト健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十九条ノ施行ノ日ノ属スル月乃至平成二十一年三月分迄ノ保険料率ニ付テハ第六十条第一項第五号中「千分ノ七」トアルハ「千分ノ五」トス

(26)～(29) (略)

該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者（第三十三条ノ十二第二項ニ規定スル者ヲ除ク）ヲ第三十三条ノ十二ノ二第二項ニ規定スル特定受給資格者ト看做シテ第三十三条ノ十、第三十三条ノ十二及第三十三条ノ十二ノ二第一項ノ規定ヲ適用ス

(32)失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日ガ平成十九年改正法附則第一条第三号ニ掲タル規定ノ施行ノ日前ナル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者（第三十三条ノ十二第二項ニ規定スル者以外ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ中第三十三条ノ三第三項ニ規定スル特定理由離職者（厚生労働省令ヲ以テ定ムル者ニ限ル）ナル者及第三十三条ノ十二ノ二第二項ニ規定スル特定受給資格者ニ限ル）ニシテ左ノ各号ノ一二該当スルモノニ付テハ附則第三十四項ニ規定スル期間内ニ於テ所定給付日数（当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ第三十三条ノ十第一項及第二項ニ規定スル期間内ニ於ケル失業保険金ノ支給ヲ受ケタル日数ガ所定給付日数ニ満タザル場合ニ於テハ其ノ支給ヲ受ケタル日数トス次項ニ於テ之ニ同ジ（ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スルコトヲ得

一 第三十三条ノ十第一項第一号ニ規定スル基準日ニ於テ四十五歳未満ナル者ニシテ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ就職ガ困難ナル者ト認メタルモノ

二 前号ニ掲タル者ノ外地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ知識、技能、職業経験其ノ他ノ実情ヲ勘案シ再就職ノ支援ヲ計画的ニ行フ必要アリト認メタル者

(33)前項ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ六十日（所定給付日数ガ第三十三条ノ十二ノ二第一項第一号イ又ハ第二号イニ該当スル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニ在リテハ三十日）ヲ限度トス

(34) 附則第三十二項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ受クル者ノ失業保険金

ノ支給ヲ受クベキ期間ハ第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ

此等ノ規定ニ依ル期間ニ前項ニ規定スル日数ヲ加ヘタル期間トス

(35) 附則第三十二項ノ規定ガ適用セラレタル場合ニ於ケル第三十三条ノ十三

ノ三、第三十三条ノ十五ノ三及第五十二条ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ第

三十三条ノ十三ノ三第一項中「全国延長給付ヲ受クル者ニ付テハ当該全

国延長給付ガ終リタル後ニ非ザレバ」トアルハ「附則第三十二項ノ規定

ニ依ル失業保険金ノ支給（以下個別延長給付ト称ス）ヲ受クル者ニ付テ

ハ当該個別延長給付ガ終リタル後ニ非ザレバ全国延長給付及」ト「為サ

ズ」トアルハ「為サズ全国延長給付ヲ受クル者ニ付テハ当該全国延長給

付ガ終リタル後ニ非ザレバ職業補導延長給付ハ之ヲ「為サズ」ト同条第二

項中「全国延長給付」トアルハ「個別延長給付又ハ全国延長給付」ト「

為サズ」トアルハ「為サズ全国延長給付ヲ受クル者ニ付個別延長給付ガ

為サルルトキハ当該個別延長給付ガ為サルル間ハ其ノ者ニ付全国延長給

付ハ之ヲ「為サズ」ト第三十三条ノ十五ノ三第四項中「全国延長給付」ト

アルハ「個別延長給付、全国延長給付」ト第五十二条ノ二第一項中「又

ハ全国延長給付」トアルハ「、全国延長給付又ハ個別延長給付」トス

(36) 平成二十一年四月一日乃至平成十九年改正法附則第一条第三号ニ掲グル

規定ノ施行ノ日ノ前日ノ間ニ職業ニ就キタル者ニ係ル第三十三条ノ十五
ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ同条第一項中「ニシテ且四十五日（第三十三

条ノ十二第三項ニ規定スル算定基礎期間ガ一年未満ナル者ニ在リテハ二
十五日）以上」トアルハ「（第一号ニ該当スル者ニ在リテハ三分ノ一以

上ニシテ且四十五日（第三十三条ノ十二第三項ニ規定スル算定基礎期間
ガ一年未満ナル者ニ在リテハ二十五日）以上」ト同条第三項第二号中

「十分ノ三」トアルハ「十分ノ四（其ノ職業ニ就キタル日ノ前日ニ於ケ
ル失業保険金ノ支給残日数ガ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ基

ク所定給付日数ノ三分ノ二以上ナルモノニ在リテハ十分ノ五)」トス

(37)第三十三条ノ十五ノ三第一項第一号ニ規定スル再離職ノ日ガ平成二十二年四月一日乃至平成十九年改正法附則第一条第三号ニ掲タル規定ノ施行ノ日ノ前日ノ間ナル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニ係ル第三十三条ノ十五ノ三ノ規定ノ適用ニ付テハ同条第二項中「各号ノ一二」トアルハ「各号ノ一二又ハ再離職ニ付第三十三条ノ三第三項ニ規定スル特定理由離職者ニ」トス

(38)
④〇(略)

(39)
③〇(略)

(略)

○私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第一百四十五号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国家公務員共済組合法の準用）</p> <p>第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条、第九十六条及び第九十七条第四項を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十の二、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十五条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第九十七条第一項、第一百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項、第六十六条第三項、第六十七条第三項、第六十八条第三項、第六十九条第三項、第七十条第二項、第七十七条第二項、第七十八条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第九十七条第一項、第一百二十六条の五第五項第四号、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」</p>	<p>（国家公務員共済組合法の準用）</p> <p>第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条、第九十六条及び第九十七条第四項を除く。）、第一百十一条第一項及び第三項、第一百十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十の二、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十五条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第九十七条第一項、第一百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項、第六十六条第三項、第六十七条第三項、第六十八条第三項、第六十九条第三項、第七十条第二項、第七十七条第二項、第七十八条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第九十七条第一項、第一百二十六条の五第五項第四号、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」</p>

と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と、「特定組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、次に表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

			(略)	第六十九条
附則第十二 条第八項	(略)	報酬	(略)	、休業手当金、育児休業手当金又 は介護休業手当金
任意継続組合員とみなして	任意継続加入者とみなして	又は休業手当金	(略)	又は休業手当金
任意継続組合員とみなして	任意継続加入者とみなして	又は休業手当金	(略)	第六十九条

るには「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」とあるのは「加入者期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と、「特定組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特定組合員」とあるのは「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

			(略)	第六十九条
附則第十二 条第九項	(略)	報酬	(略)	、休業手当金、育児休業手当金(第 六十八条の二第一項ただし書の 規定により支給されるものを除 く。)又は介護休業手当金
任意継続組合員とみなして	任意継続加入者とみなして	又は休業手当金	(略)	又は休業手当金
任意継続組合員とみなして	任意継続加入者とみなして	又は休業手当金	(略)	第六十九条

附則第十二 条第九項	第一百条の一 (略)	私立学校教職員共済法 第二十八条第二項
---------------	---------------	------------------------

附則第十二 条第十項	第一百条の二 (略)	私立学校教職員共済法 第二十八条第二項
---------------	---------------	------------------------

○租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（全国健康保険協会が管掌する健康保険等の被保険者が受ける付加的給付等に係る課税の特例）</p> <p>第四十一条の七 健康保険法附則第四条第一項又は船員保険法附則第三十八項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。</p> <p>2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則第四条第三項又は船員保険法附則第三十九項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>3 健康保険法附則第四条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第三十八項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。</p>	<p>（全国健康保険協会が管掌する健康保険等の被保険者が受ける付加的給付等に係る課税の特例）</p> <p>第四十一条の七 健康保険法附則第四条第一項又は船員保険法附則第三十八項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。</p> <p>2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則第四条第三項又は船員保険法附則第三十一項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>3 健康保険法附則第四条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第三十項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。</p>

○國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（育児休業手当金）	（育児休業手当金）
<p>第六十八条の二 組合員が育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業等により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業等に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして財務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月）に達する日までの期間一日につき標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給すべきこととされる標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額が、雇用保険給付相当額（雇用保険法（昭和四十九年法律第二百十六号）第十七条第四項第二号ハに定める額（当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を二十二で除</p>	<p>第六十八条の二 組合員が育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業等により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業等に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして財務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月。以下この項において「基準年齢」という。）に達する日までの期間一日につき標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。ただし、当該金額のうち標準報酬の日額の百分の十に相当する金額については、当該育児休業等をした組合員が当該育児休業等が終了した日（その日が当該育児休業等に係る子が基準年齢に達した日後であるときは、当該育児休業等に係る子が基準年齢に達した日）後引き続いて六月以上組合員（第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を含む。）であるときに、支給する。</p> <p>2 前項本文の規定により支給すべきこととされる標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額が、雇用保険給付相当額（雇用保険法（昭和四十九年法律第二百十六号）第十七条第四項第二号ハに定める額（当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を二十二で除</p>

して得た額をいう。) を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「標準報酬の日額の百分の四十」とあるのは、「次項に規定する雇用保険給付相当額」とする。

3 (略)

(報酬との調整)

第六十九条 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

(地方公務員等共済組合法との関係)

第一百二十六条の二 (略)

2・3 (略)

(地方公務員等共済組合法との関係)

第一百二十六条の二 (略)

2・3 (略)

(地方公務員等共済組合法との関係)

第一百二十六条の二 (略)

2・3 (略)

4 組合員が地方の組合の組合員（地方公務員等共済組合法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員を含む。）となつた場合（当該地方の組合の組合員が同法第百四十条第二項に規定する継続長期組合員となつた場合を含み、同法第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員又は同法附則第十八条第三項に規定する特例退職組合員となつた場合を除く。）における第六十八条の二第一項ただし書の規定による育児休業手当金の支給については、当該地方の組合の組合員を組合員とみなして、同項ただし書の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、組合員又は組合員であつた者が地方の組

で除して得た額をいう。) を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「標準報酬の日額の百分の四十」とあるのは、「次項に規定する雇用保険給付相当額」と、「標準報酬の日額の百分の十」とあるのは、「当該雇用保険給付相当額に四分の一を乗じて得た金額」とする。

3 (略)

(報酬との調整)

第六十九条 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金（第六十八条の二第一項ただし書の規定により支給されるものを除く。）又は介護休業手当金は、その支給期間に係る報酬の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

(地方公務員等共済組合法との関係)

第一百二十六条の二 (略)

2・3 (略)

(地方公務員等共済組合法との関係)

第一百二十六条の二 (略)

2・3 (略)

(地方公務員等共済組合法との関係)

第一百二十六条の二 (略)

2・3 (略)

5 前各項に定めるもののほか、組合員又は組合員であつた者が地方の組

合の組合員となつた場合におけるこの法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(育児休業手当金に関する暫定措置)

第十一條の二 第六十八条の二第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「百分の四十」とあるのは、「百分の五十」とする。

附 則

(育児休業手当金に関する暫定措置)

第十一條の二 平成二十二年三月三十日までに第六十八条の二第一項に規定する育児休業等を開始した組合員であつて、当該育児休業等が終了した日（その日が当該育児休業等に係る子が同項に規定する基準年齢に達した日後であるときは、当該育児休業等に係る子が当該基準年齢に達した日）後引き続いて六月以上組合員（第百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を含む。）であるもの（当該育児休業等が終了した日から六月を経過した日が平成十九年十月一日以後の日である場合に限る。）に対する第六十八条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、同項ただし書中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、同条第二項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「四分の一」とあるのは「五分の二」とする。

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十二条 （略）

2／7 （略）

8／10 （略）

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十二条 （略）

2／7 （略）

8／ 第六十八条の二第一項ただし書の規定の適用については、特例退職組合員は、組合員でないものとする。

9／11 （略）

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

（育児休業手当金）	改 正 案	現 行
<p>第七十条の二 組合員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第二条第一項の規定により育児休業をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月）に達する日までの期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。</p>	<p>第七十条の二 組合員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第二条第一項の規定により育児休業をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月。以下この項において「基準年齢」という。）に達するまでの期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。ただし、当該育児休業手当金の額のうち給料日額の百分の十に相当する金額に当該政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額については、当該育児休業をした組合員が当該育児休業が終了した日（その日が当該育児休業に係る子が基準年齢に達した日）後引き続いて六月以上組合員（第二百四十四条第二項に規定する継続長期組合員及び第二百四十四条の三第三項に規定する団体組合員を含む。）であるときに、支給する。</p>	<p>（育児休業手当金）</p>
<p>2 前項の規定により支給すべきこととされる給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額が、給付上限相当額（雇用保険法（昭和四十九年法律第二百十六号）第十七条第四</p>	<p>2 前項本文の規定により支給すべきこととされる給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額が、給付上</p>	

項第二号ハに定める額（当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を二十二で除して得た額をいう。）を超える場合における前項の規定については、同項中「給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」とあるのは、「次項に規定する給付上限相当額」とする。

3 (略)

(給料との調整)

第七十一条 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

3 (略)

(給料との調整)

第七十一条 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金（第七十条の二第一項ただし書の規定により支給される金額に相当する部分を除く。）又は介護休業手当金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

(国家公務員共済組合法との関係)

第一百四十三条 (略)

2・3 (略)

(国家公務員共済組合法との関係)

第一百四十三条 (略)

2・3 (略)

4 組合員（第一百四十四条の三第三項に規定する団体組合員を含む。以下この項において同じ。）が国の組合の組合員となつた場合（当該国の組合の組合員が国家公務員共済組合法第一百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員となつた場合を含み、同法第一百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員又は同法附則第十二条第三項に規定する特例退職

第四項第二号ハに定める額（当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を二十二で除して得た額をいう。）を超える場合における前項の規定については、同項中「給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」とあるのは、「次項に規定する給付上限相当額」と、「給料日額の百分の十に相当する金額に当該政令で定める数値を乗じて得た額」とあるのは「当該給付上限相当額に四分の一を乗じて得た額」とする。

組合員となつた場合を除く。）における第七十条の二第一項ただし書の規定による育児休業手当金の支給については、当該国の組合の組合員を組合員とみなして、同項ただし書の規定を適用する。

4| 前三項に定めるもののほか、組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

附 則

（育児休業手当金に関する暫定措置）

第十七条の二 第七十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「百分の四十」とあるのは、「百分の五十一」とする。

附 則

（育児休業手当金に関する暫定措置）

第十七条の二 平成二十二年三月三十一日までに第七十条の二第一項に規定する育児休業を開始した組合員であつて、当該育児休業が終了した日（その日が当該育児休業に係る子が同項に規定する基準年齢に達した日後であるときは、当該育児休業に係る子が当該基準年齢に達した日）後引き続いて六月以上組合員（第一百四十条第二項に規定する継続長期組合員及び第一百四十四条の三第三項に規定する団体組合員を含む。）であるもの（当該育児休業が終了した日から六月を経過した日が平成十九年十一月一日以後の日である場合に限る。）に対する第七十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、同項ただし書中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、同条第二項中「百分の四十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の十」とあるのは「百分の二十」と、「四分の一」とあるのは「五分の二」とする。

5| 前各項に定めるもののほか、組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつた場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

○船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行
(船員保険法等の適用に関する特例)		
第十五条 (略)	2 (略)	3 前条第二項に規定する場合における当該労務供給船員についての船員保険法の規定の適用に関しては、同法第三十三条ノ三第四項中「該当スル場合ニ於ケル」とあるのは「該当スル場合（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員労務供給（同法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ役務ニ從事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十二第三項及び第三十四条第一項中「該当スル場合ニ於ケル」とあるのは「該当スル場合（労務供給船員ガ船員労務供給ノ役務ニ從事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十六ノ四第一項第一号中「該当スル船員」とあるのは「該当スル船員（労務供給船員ニシテ船員労務供給ノ役務ニ從事スル為使用セラルルモノヲ除ク）」と、同法第五十九条第五項第一号及び第三号並びに第六十条第一項第一号、第三号及び第五号中「受クルコトヲ得ルモノ」とあるのは「受クルコトヲ得ルモノ（労務供給船員ニシテ第三十三条ノ三第四項各号ノ一二該当スル場合ニ於テ船員労務供給ノ役務ニ從事スル為使用セラルルモノヲ含ム）」とし、同法に基づいて発する命令の規定の適用についての必要な技術的読替えは、命令で定める。
第十五条 (略)	2 (略)	3 前条第一項に規定する場合における当該労務供給船員についての船員保険法の規定の適用に関しては、同法第三十三条ノ三第三項中「該当スル場合ニ於ケル」とあるのは「該当スル場合（労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員労務供給（同法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ役務ニ從事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十二第三項及び第三十四条第一項中「該当スル場合ニ於ケル」とあるのは「該当スル場合（労務供給船員ガ船員労務供給ノ役務ニ從事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第三十三条ノ十六ノ四第一項第一号中「該当スル船員」とあるのは「該当スル船員（労務供給船員ニシテ船員労務供給ノ役務ニ從事スル為使用セラルルモノヲ除ク）」と、同法第五十九条第五項第一号及び第三号並びに第六十条第一項第一号、第三号及び第五号中「受クルコトヲ得ルモノ」とあるのは「受クルコトヲ得ルモノ（労務供給船員ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ノ一二該当スル場合ニ於テ船員労務供給ノ役務ニ從事スル為使用セラルルモノヲ含ム）」とし、同法に基づいて発する命令の規定の適用についての必要な技術的読替えは、命令で定める。

4
5
6

(略)

4
5
6

(略)

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百一十四号）（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>第十四条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第四十一条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定（同法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、交流派遣職員には適用しない。この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が交流派遣職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、交流派遣職員が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。</p>	<p>（交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>第十四条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第四十一条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定（同法第六十八条の二第一項ただし書、第二項及び第三項並びに第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、交流派遣職員には適用しない。この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が交流派遣職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、交流派遣職員が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。</p>
<p>254 (略)</p>	<p>254 (略)</p>

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十四条 国共済法第四十一条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定（国共済法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、第十一条第一項の規定により法科大学院を置く私立大学（学校教育法第二条第二項に規定する私立学校である大学をいう。）に派遣された検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が私立大学派遣検察官等となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたるものとみなし、私立大学派遣検察官等が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。</p>	<p>第十四条 国共済法第四十一条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定（国共済法第六十八条の二第一項ただし書、第二項及び第三項並びに第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、第十一条第一項の規定により法科大学院を置く私立大学（学校教育法第二条第二項に規定する私立学校である大学をいう。）に派遣された検察官等（以下「私立大学派遣検察官等」という。）には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が私立大学派遣検察官等となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、私立大学派遣検察官等が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。</p>
2 ～ 5 （略）	2 ～ 5 （略）

○判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百二十一号）（附則第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（国家公務員共済組合法の特例） 第八条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第四十条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定（同法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、弁護士職務従事職員には、適用しない。この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が弁護士職務従事職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。	（国家公務員共済組合法の特例） 第八条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第四十条第二項ただし書、第二項及び第三項並びに第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、弁護士職務従事職員には、適用しない。この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が弁護士職務従事職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、弁護士職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。
2 ～ 4 （略）	2 ～ 4 （略）

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整の特例）	（雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整の特例）
第二十条の二 雇用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度における第一百五条の規定の適用については、同条中「雇用保険法第六十六条及び第六十七条」とあるのは、「雇用保険法附則第十三条第一項及び同条第三項において読み替えて適用する同法第六十六条第六項」とする。	第二十条の二 雇用保険法附則第十条第一項の規定が適用される会計年度における第一百五条の規定の適用については、同条中「雇用保険法第六十六条及び第六十七条」とあるのは、「雇用保険法附則第十条第一項及び同条第三項において読み替えて適用する同法第六十六条第六項」とする。
（船員保険特別会計における受入金の過不足の調整の特例）	（船員保険特別会計における受入金の過不足の調整の特例）
第二百条の二 船員保険法附則第二十二項の規定が適用される会計年度における附則第一百九十八条の規定の適用については、同条中「同法第五十八条の規定による国庫負担金の額及び」とあるのは、「同法附則第二十二項並びに同法附則第二十四項において読み替えて適用する同法第五十八条第三項及び第四項の規定による国庫負担金の額並びに」とする。	第二百条の二 船員保険法附則第二十五項の規定が適用される会計年度における附則第一百九十八条の規定の適用については、同条中「同法第五十八条の規定による国庫負担金の額及び」とあるのは、「同法附則第二十五項並びに同法附則第二十七項において読み替えて適用する同法第五十八条第三項及び第四項の規定による国庫負担金の額並びに」とする。

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（雇用保険法の一部改正）</p> <p>第二条 雇用保険法の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>附則第二条第一項第二号中「水産の事業」の下に「（船員が雇用される事業を除く。）」を加える。</p> <p>附則第五条第四項中「及び第七十二条第一項」を「、第七十二条第一項及び第七十九条の二」に、「とする」を「と、第七十九条の二中「、第五十八条第一項」とあるのは「、第五十八条第一項及び附則第五条第一項」とする」に改める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第四条 船員保険法の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>本則に次の二条、三款、二節及び五章を加える。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（遺族年金の支給停止等）</p> <p>第一百条 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 遺族年金は、同一の事由について厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金が支給されるときは、遺族年金の額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。</p>	<p style="text-align: center;">（雇用保険法の一部改正）</p> <p>第二条 雇用保険法の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>附則第一条第一項第二号中「水産の事業」の下に「（船員が雇用される事業を除く。）」を加える。</p> <p>附則第一条第一項第二号中「（船員が雇用される事業を除く。）」を加える。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第四条 船員保険法の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>本則に次の二条、三款、二節及び五章を加える。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（遺族年金の支給停止等）</p> <p>第一百条 （略）</p> <p>2～3 （略）</p>

(中略)

附則第二項から第四十項までを削り、附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しどして「(施行期日)」を付し、附則に次の八条を加える。

(中略)

附 則

(中略)

(雇用保険の被保険者資格の取得に関する経過措置)

第三十五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による被保険者であった者（平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三第四項各号に該当していた者を除く。）であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日において第二条の規定による改正後の雇用保険法（以下「平成二十二年改正後雇用保険法」という。）第四条第一項に該当するものは、同日に雇用保険の被保険者の資格を取得する。

第三十六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による被保険者であった者（平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三第四項各号に該当していた者を除く。）であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日において平成二十二年改正後雇用保険法第六条第一号の二に該当するものは、同条の規定にかかわらず、同日に雇用保険の被保険者の資格を取得するものとし、当該資格を喪失するまでの間、同号の規定は適用しない。

(中略)

附則第二項から第三十二項までを削り、附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しどして「(施行期日)」を付し、附則に次の八条を加える。

(中略)

附 則

(中略)

(雇用保険の被保険者資格の取得に関する経過措置)

第三十五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による被保険者であった者（平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三第三項各号に該当していた者を除く。）であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日において第二条の規定による改正後の雇用保険法（以下「平成二十二年改正後雇用保険法」という。）第四条第一項に該当するものは、同日に雇用保険の被保険者の資格を取得する。

第三十六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による被保険者であった者（平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ三第三項各号に該当していた者を除く。）であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日において平成二十二年改正後雇用保険法第六条第一号の二に該当するものは、同条の規定にかかわらず、同日に雇用保険の被保険者の資格を取得するものとし、当該資格を喪失するまでの間、同号の規定は適用しない。

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)（附則第十八条関係）
 (傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
附 則	附 則
(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一次条並びに附則第四条、第二十四条及び第一百五十五条の規定 公布の日	(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一次条並びに附則第四条、第二十四条及び第一百五十四条の規定 公布の日
一の二・一の三 (略)	一の二・一の三 (略)
一の四 附則第一百五十四条の規定 この法律の公布の日又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日 のいづれか遅い日	一の四 附則第一百五十四条の規定 この法律の公布の日又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)の公布の日 のいづれか遅い日
二〇六 (略)	二〇六 (略)
(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)	
第一百五十四条 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。 附則第十二条のうち地方公務員等共済組合法第七十条の二第二項の改正規定中「給料日額の百分の十に相当する金額に当該政令で定める数値を乗じて得た額」を「標準報酬の日額の百分の十」に改める。	
第一百五十五条 (略)	